

〈海外動向紹介〉

金融・保険市場における動向（欧州）

【IAIS・規制動向】

○「グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の政策措置」市中協議文書を公表

保険監督者国際機構（IAIS）は、2012年10月17日、「グローバルにシステム上重要な保険会社（Global Systemically Important Insurers：以下「G-SIIs」）の政策措置」と題する市中協議文書を公表した。この市中協議文書は、G-SIIsとして特定された保険会社に対し、どのように厳格な規制・監督を適用するかを提案するものであり、2008年リーマン・ショック以降の金融危機再発防止のためのルール作りの一環である。12月16日まで、各国の保険監督者・保険会社等によるコメント提出を求めている。

この市中協議文書による提案は、主に以下の3つの政策措置によって構成されている。

① 監督の強化

監督者は、グループ・ベースの監督に直接アプローチできるよう、G-SIIsの持株会社に対し直接的な権限を有するべきである。監督者は、G-SIIsによるシステミック・リスク軽減計画の進展を監視する必要がある。

② 実効的な破綻処理

G-SIIsの実効的な破綻処理に関しては、保険事業の特殊性を考慮する必要がある。この特殊性には、例えば、伝統的な保険業務から、それ以外の業務（キャピタル・マーケット業務や金融保証業務等は、伝統的な保険業務よりもシステミック・リスクを増幅させる可能性があると考えられている）を分離するために必要な計画、保険契約者保護のための補償制度の存在等が含まれる。

③ より高い損失吸収力（HLA）

G-SIIsには、より高い損失吸収力（Higher Loss Absorption：以下「HLA」）が要求され、HLAの水準は次のような2段階のアプローチにより決定される。第1段階は、G-SIIsが伝統的な保険業務から、それ以外の業務を明確に分離できる場合は、伝統的保険業務以外の業務を行う企業体等に対し、一定水準のHLAが適用される。第2段階は、伝統的な保険業務とそれ以外の業務が分離できるか否かにかかわらず、グループ全体に対する評価により、グループ・ベースで求められるHLAが適用される。

なお、現時点では、G-SIIsを特定するための評価手法として、規模、グローバル業務の総収入等の指標ベースの評価アプローチを採用することが提案されているが、どの保険会社がG-SIIsとして特定されるかはわかっていない。

（IAIS News Release 2012.10.18ほか）

【EU・規制動向】

○ソルベンシーⅡの適用開始は2年以上遅れて2016年以降になる可能性が高い

現在、EUにおけるソルベンシーⅡの適用開始は、2014年1月とされている。しかし、規制・監督機関や保険会社等の関係者の間では、生命保険の引受等に関して要求される資本の計算方法等につき合意が難しくなっていることなどから、ソルベンシーⅡの適用開始は、2016年以降になる可能性が高いとの見方が広がっている。

2012年10月18日、欧州保険・職域年金監督機構（EIOPA）のガブリエル・ベルナルディーノ議長が、「ソルベンシーⅡの適用開始は、すべての準備が順調に進んだ場合は2015年になる可能性も残されているものの、2016年以降となる可能性が高い」との見方を示したことが明らかになった。また、同議長は、ソルベンシーⅡの適用開始の遅れはEUの国際的信用を損なうことにもなるため、今後のスケジュールを明確にして進める必要があるとしている。

10月18日、大手会計事務所の1つであるアーンスト・アンド・ヤングは、欧州の保険会社160社を対象に実施した調査の結果を公表した。この調査によれば、欧州の保険会社のうちの40%以上が、ソルベンシーⅡの適用開始が予定されている2014年1月までに必要な準備が間に合わないと考えていることが示された。また、2015年の適用開始になった場合でも10%の保険会社は準備が間に合わないとされている。アリアンツ、アクサ、ジェネラルイ等の大手保険会社は、ソルベンシーⅡの適用開始に向けた準備が進んでいるものの、他の多くの保険会社は、適用開始の延期を望んでいるとされている。

（Reuters 2012.10.18 ほか）

【イギリス・市場動向】

○英国保険協会は若者の自動車運転の学習方法等の見直しを要求

英国保険協会（ABI）は、10月4日付発行の若年運転者の安全性向上に関する報告書において、若者の自動車事故を防止するためには抜本的な手法を用いる必要があるとの発表を行った。イギリスでは、交通事故死亡者の3人に1人が25歳未満である。また、自動車の衝突事故において、18歳の自動車運転者は48歳の自動車運転者の3倍のリスクがある。これらの事実を踏まえ、英国保険協会は、若者の自動車事故を削減するために政府に対し主に以下の提言を行った。

- 自動車運転免許取得前に最低1年間の学習期間を設けること
- 自動車運転免許取得のための短期集中コースを禁止すること
- 自動車運転について学習できる年齢を16歳半に引き下げること
- 段階的自動車運転免許制度を導入すること（自動車運転免許取得後6カ月間は、当該運転者の自動車における乗車人数を制限すること、夜11時から朝の4時までの運転を制限することなど）

（ABI News Release 2012.10.4 ほか）

【スペイン・自然災害】

○アルメリア、ムルシアおよびマラガで発生した豪雨による洪水被害を受け、当局は異常リスク保険の適用を宣言

2012年9月28日にアルメリア、ムルシアおよびマラガで発生した豪雨による洪水被害を受けて、スペインの政府当局は、同洪水被害を「異常事象」と認定し、公的機関である保険補償協会が提供する異常リスク保険の適用を決定した。

異常リスク保険は、保険補償協会法により定義された自然災害および社会的混乱等の異常事象による損害に対して保険金が支払われる仕組みとなっており、異常リスク財物保険、異常リスク個人傷害保険、異常リスク事業損失保険の3種類の保険が存在する。

同保険への加入は、民間保険会社が提供する保険のうち、火災保険、マルチリスク保険、傷害保険等の保険に対して強制付帯となっており、保険料は付帯元となる保険の保険料を徴収する民間保険会社によって徴収されている。

洪水被害が発生したアルメリア、ムルシアおよびマラガは、失業率が30%に達する、スペインの中でも貧困層が多い地域であり、当局は、異常リスク保険への加入率が低いのではないかと懸念している。

この洪水被害により、9月28日現在で10名の死者、35名の負傷者が発生し、少なくとも600名が住宅からの非難を余儀なくされている。洪水による損害額は同日現在、不明とされている。

(BBC News Europe 2012.9.28、ibex insurance News Release 2012.9.29 ほか)

金融・保険市場における動向（米国）

【規制動向】

○NAICがORSAモデル法の採択を公表

全米保険庁長官会議（National Association of Insurance Commissioners：以下「NAIC」）は、2012年9月12日、役員会と総会を開催し、ORSAモデル法を採択した。

ORSAモデル法は、保険グループ監督の現代化の取組の重要な要素であり、改正モデル法が最近成立し、米国10州で採用されているNAICの持株会社制度モデル法に続く採択である。

NAICでは、金融危機を契機として、2009年夏以降、ソルベンシー規制・監督の現代化の取組として、資本要件であるRBC基準の見直しや、保険持株会社制度および再保険規制などの見直し等を検討してきた。

ORSAとは、リスクとソルベンシーの自己評価（Own Risk and Solvency Assessment）であり、ガバナンス態勢の一環として、保険事業者の統合リスク管理（ERM）における自社の将来の経営状況を見通したリスクの状況（自社固有の資本必要額）とソルベンシー規制上求められる資本必要額および利用可能な自己資本の状況を評価する一連のプロセスである。

現在、米国各州の保険事業者のソルベンシー規制は、保険会社単体ベースのみで行われ、グループ連結ベースでは存在しない。このため、ORSAモデル法は、一定規模以上のグループを形成する保険事業者等に対して、一定のリスク管理態勢の維持を求めるとともに、ORSAによるグループ全体のリスクとソルベンシーの自己評価の内容の報告等を義務化するものである。

具体的なORSAの実施および報告方法については、2011年11月に採択されたORSAガイダンス・マニュアルに基づいて行われることが求められている。

(NAIC News Release 2012.9.12)

【市場動向】

○米国損害保険業界の2012年上半期業績は大幅に改善

料率サービス会社のISO（Insurance Services Office）、米国損害保険者協会（PCI）および保険情報協会（Insurance Information Institute）は、米国損害保険業界全体の2012年上半期の業績を発表した。それによると、2012年上半期の純利益は前年同期の48億ドルから164億ドルに大幅増加し、保険契約者剰余金（損害保険会社の自己資本に相当）をベースとする年換算収益率（ROEに相当）は、前年同期の1.7%から5.9%に上昇した。

2012年上半期における業績の大幅改善の主因は、暖冬や竜巻の減少などにより、2012

年上半期の異常災害による保険金支払が、前年同期の244億ドルから138億ドルへと43%減少したことや、料率引き上げ、新車販売の好調などで、2012年上半期の保険料増収率は3.6%と前年同期の2.6%から上昇し、上半期ベースでは2005年以降で最も好調な伸びを見せたこと等による。

その結果、2012年上半期の保険引受損失は、前年同期の241億ドルから70億ドルへと70%減少し、コンバインド・レシオも、前年同期の110.5%から102.2%に改善している。

(ISO/PCI/Insurance Information Institute News Release 2012.10.4)

【市場動向】

○米国における保険詐欺の被害額は増加傾向にあると多くの保険会社が評価

米国損害保険者協会（PCI）は、2012年10月、保険会社の半数以上が個人向け保険で保険詐欺の被害額が増加したと評価しているとの調査結果を公表した。

同調査は、PCIが信用調査会社のFICO社に委託して、同年8月に全米の損害保険会社143社を対象に実施したものである。これによると、45%の保険会社は、保険詐欺の被害額はこれまでと同様、支払保険金の約5%~10%と推計しているものの、32%の保険会社は保険詐欺被害額の支払保険金に占める比率は約20%に達すると回答している。

被害額の増加が顕著である保険種目は、個人財産保険であり（67%の保険会社が増加と回答）、次いで、労災保険（同65%）および個人自動車保険（同60%）となっている。

また、これらの被害額の増加の要因については、61%の保険会社が、長引く不景気による経済環境の悪化を挙げている。さらに、自動車保険や労災保険において、組織的詐欺が増加の要因であるとする保険会社もそれぞれ61%および60%に達している。加えて、過失の有無にかかわらず自己の保険で人身事故による損害を補償するノーフォールト自動車保険の保険詐欺による被害額の増加を挙げる保険会社は76%に達している。

調査を実施したFICO社は、米国全体の保険詐欺の被害額は400億ドルを超えると推計しており、減少する気配はないとコメントしている。

(PCI News Release 2012.10.4)

【自然災害】

○米国中西部の干ばつによる穀物被害で農家への支払保険金が倍増

世界最大のトウモロコシ生産・輸出国である米国において、中西部が2012年6月から7月にかけて記録的な熱波に見舞われ、1956年以降で最悪の干ばつが発生した。このため、オハイオ州やネブラスカ州などのトウモロコシ産地で甚大な被害が出たことにより、トウモロコシの供給が昨年の国内消費量を下回る見通しとなった。

連邦農務省のデータとブルームバーグが実施した調査によると、今年の生産量と収穫前の在庫の合計は118億7,200万ブッシェルと、昨年の消費・輸出量の123億3,000万ブッシェルを下回ると予想されている。供給量が前年の消費・輸出量を下回ったのは1960年以

降では 2 回だけであるが、直近では 1996 年以來の出来事となった。

保険業界によると、穀物被害に伴って農家に支払われる連邦穀物保険等の保険金の支払総額は、今年は昨年にならべて倍増し、200 億ドル（約 1 兆 5,500 億円）を超えると推計されている。

(Bloomberg News 2012.9.27)

金融・保険市場における動向（アジア）

【中国・自然災害】

○7月の洪水による経済損失額は532億元

世界的な再保険ブローカーであるエーオン・ベンフィールド（Aon Benfield）が公表した最新の大規模災害レポートによれば、2012年7月に中国で発生した洪水は532億元（約6,650億円）以上の経済損失をもたらした。

中国では豪雨によって20以上の省で洪水と地滑りが発生し、中国民生部（Ministry of Civil Affairs : MCA）の発表では、この豪雨による死者は324名、家屋の損壊・損傷は47万5,000戸以上、農地への被害は166万ヘクタール以上に及んだ。

中国保険監督管理委員会（China Insurance Regulatory Commission : CIRC）の説明によると、業界全体で4万7,000件の保険金請求があり、11億2,000万元（約140億円）を超える保険金支払が行われたとのことである。

（Asia Insurance Review 2012.9.2、Aon ウェブサイト）

【インド・規制動向】

○政府が外国企業による保険業への出資比率の規制緩和策を閣議決定

インド政府は、保険分野における外国人直接投資（Foreign Direct investment : 以下「FDI」）比率に関する規制を現行の26%から49%へ引き上げる規制緩和策を含む保険法の改正法案を閣議決定した。

チダムバラム財務相は、現在、生命保険で4.4%、損害保険で0.8%に止まっている普及率の引き上げおよび保険事業拡大のためには、50～60億米ドル（約3,900～4,680億円）の資本の受入を速やかに行う必要があるとして、FDI比率引き上げの必要性を強調している。

保険法の改正には、閣議決定に加え、国会での承認を必要とするが、財政常任委員会と同法の改正法案に概ね賛成であるものの、FDI比率の引き上げに関しては反対している。このため、インド政府は、財政常任委員会の委員長が党首を務めるインド人民党（BJP）を含むすべての政党に対し、FDI比率引き上げへの支持を訴えるものと見込まれている。

（Hindustan Times 2012.10.11、インド政府ウェブサイトほか）